

論文

城下町土浦の祇園祭と描かれたふたつの祭礼図

——祭りの「記録」をめぐって——

萩谷良太

HAGIYA Ryouta

はじめに

茨城県南部にある土浦市は、近世城下町から発展してきた地方都市である。江戸からは水戸街道を
通って1泊2日の近距離にあり、霞ヶ浦・利根川を介した水運が発達したことから、水陸交通の要衝
として栄えた。物資の集散地であった土浦では醤油醸造業が盛んとなり、江戸地廻り経済のなかで発
展してきた。土浦城には代々譜代大名が入り、江戸時代中期以降は土屋家が城主となった。土屋家は
2代藩主土屋政直の時に加増されて9万5千石の大名に成長し、明治初年までこの地を治めている。

城下町の北側に位置する真鍋村の天王社（現在の土浦八坂神社）は土浦城を守護する鎮守であり、
毎年6月に土浦城下で祇園祭が行われた。この祇園祭については、複数の絵画が残されており、往時
の祭礼の様子をうかがい知ることができる。⁽¹⁾たとえば、寛政8（1796）年の「土浦町内祇園祭礼式真
図」（個人蔵）や文化9（1812）年の「土浦御祭礼之図」（土浦市立博物館蔵）では、町人たちによる
朝鮮通信使や武士の仮装をはじめ、桃太郎や浦島太郎、道成寺の作り物、蜃気楼を表現した万度な
ど、近世の庶民文化の一端が示されている。「東崎町御祭礼之図」（東京都江戸東京博物館蔵）は文久
元（1861）年の年紀をもつが、この絵巻の大部分は文化9年の祇園祭を描いたものである。また、沼
尻墨僊関係資料（個人蔵）の中の「土浦山車図譜」は、土浦城下で私塾を営んだ町人学者の筆による
写実的な絵画である。絵画資料が豊富に遺存していたことによって研究が進展し、江戸の都市祭礼の
影響を強く受けていたことが明らかになった。⁽²⁾

ところで、こうした豊富な絵画資料をもって土浦の城下町祭礼の全貌が明らかにされてきたかとい
えば、必ずしもそうとは言い切れない。じつは、これらの絵画資料が教えてくれるのは、特別な機会
の祭礼であり、土浦の祇園祭の限られた側面にすぎないのである。前述した「土浦町内祇園祭礼式真
図」と「土浦御祭礼之図」、そして「東崎町御祭礼之図」の大部分、さらに「土浦山車図譜」に収め
られた絵画の多くは、寛政5（1793）年・同8年、そして文化9年の3つの年のいずれかの祭礼を描
いたものとなっている。これらは「惣町大祭」あるいは「大祭礼」「大祭」と呼ばれ、城下町をあげ
た大がかりな祇園祭が執行された年であった。沼尻墨僊が残したとされる史料「御祭礼記」による
と、「寛政三亥年中興始て仰せ付けられ、同五、八年自是拾七年目文化九壬申年大祭あり⁽³⁾」と、惣町
大祭は寛政3年・5年・8年そして文化9年に執行されたものであった。惣町大祭という名前が示す
ように、これは城下町の全ての町組（町内）が参加した一大イベントであった。上記の絵画資料は、
特別な祭礼を記念して残されたと考えられる。



図1 「土浦山車図譜」天保3年 中城町
沼尻墨僊

これに対して、土浦城下で毎年行われ、連綿と続けられてきたのが、城下町の町組が交代で当番を務める祇園祭であった。特別な機会である惣町大祭と区別するため、本稿ではこれを「普段の祇園祭」と表現する。土浦城下でいう祭りとはあくまでも「普段の祇園祭」のことであり、その様子を明らかにすることによって、はじめて土浦の城下町祭礼の全容が判明すると筆者は考えている。

しかし、町組を単位として毎年繰り返されている「普段の祇園祭」を描いた祭礼図は、惣町大祭に比べて乏しいことが予想される。実際、既存の絵画資料の中で、大祭以外の年を描いたものとして確実視できるのは、「土浦山車図譜」に含まれる天保3（1832）年の中城町の出し物の1点のみである（図1）。それでは、「普段の祇園祭」を把握するためには、どのようなア

プローチをすればよいのであろうか。本稿では、土浦城下で薬種業・醤油醸造業を営み、膨大な日記⁽⁴⁾を書き残した国学者の色川三中と弟の美年の手による日記「家事志」「家事記」をもとに、「普段の祇園祭」を明らかにすることから始めたい。「普段の祇園祭」が制度・組織そして儀礼の点でどのように執行されていたのか、日記を中心とした文字資料をもとに具体的に把握したうえで、あらためて既存の絵画資料の見直しを行いたい。結論を先取りするならば、筆者は、①文化9年の大祭を描いていることで知られてきた「東崎町御祭礼之図」の巻頭の祭礼行列と巻末の着物の雛形、②これまで本格的な検討がなされてこなかった沼尻墨僊筆「祭礼図」、以上の2点については「普段の祇園祭」を描いた絵画資料であると考えている。文字資料による祭礼の復元と、非文字資料である祭礼図の観察によって、「普段の祇園祭」を視覚的に捉える資料を発掘することが本稿の第一の課題である。

また、祭礼図には一体何が記録されたのか、作者は何を描こうとしたのかを、同時代の日記の検証を通して考えてみたい。祭礼図と日記は、文字と非文字という異なる記録媒体ではあるものの、当時の人々が普段の祭礼のどのような部分に関心をもって記録していたのかを知るうえで重要な素材であり、記録化という行為を考える際に欠くことのできない資料である。

非文字資料研究の体系化を推進してきた民俗学者の福田アジオ氏は、歴史的世界を豊かに描くための手段として、過去へのフィールドワークが必要だと主張している。福田氏は過去の民俗を把握するための作業として、日記・随筆・地誌などの文字資料群から民俗を導き出すことと、各種図像資料や画像資料を読み取り民俗を引き出すことを提起する。前者は現代の民俗調査における「聞き書」に相当し、後者は同じく「観察」に相当するという。文字資料と非文字資料とのふたつをもって、歴史的世界を豊かに描くという福田氏の考え方にならって、筆者も土浦城下の祭礼文化を豊かに描いてみたい。

ただし、福田氏のいう民俗の記録に対する考え方については、いささか疑問もっている。たとえば、「過去に生産され現在に残されている資料群へ踏み入ることが、過去の民俗を把握する手段である。過去に生産された民俗を教えてくれる資料を探し出し、そこから民俗を抽出する。現代の民俗調査のように、民俗を記録することを目的に一定の方法を確立し、それに基づいて作成されることはな

かった時代において、民俗の記録を発見することは、意図せずに民俗を記録した偶然記録のなかを探索することである」(福田、2009年、166頁、下線は萩谷による)との主張がある。また、「民俗を記録する方法は文字だけでなく、図像、画像、映像、あるいは音響など多様な方法がある。当然、過去に偶然記録されたものにも、文字ばかりでなく、多様な形態があると推測して良いであろう」(同書、166-167頁、同)など、福田氏は偶然に記録された情報を念頭において過去の民俗資料をみている。たしかに、日記も祭礼図も、現代の民俗調査のような一定のパラダイムに基づいて記録作成がなされたわけではないであろう。しかし、書き手(描き手)の思考や意識、立ち位置などによって、記録される内容が選択されたことは想像に難くない。もし作者が見聞したことを後世に伝えようとする意志をもって書いた(描いた)とするならば、それはもはや偶然記録とはいえない。残された資料のなかから民俗を取り出すとき、果たしてそれが偶然に記録されたものであったのかどうか、その前提を確認しておくことは資料学の重要な課題である。本稿では土浦城下の色川三中・美年兄弟の日記と、彼らと同時代の祭礼を記録した絵画資料とを往復するなかで、近世の町の人々が祭りをどのように捉え、何を記録として残そうとしていたのかを考察する事例研究である。文字資料と非文字資料のふたつの資料を対象として、より豊かな歴史的世界を描き出すとともに、記録という営みについて考えるささやかな試みでもある。

I 「普段の祇園祭」

(1) 天王社と城へ入る神輿

天王社は城下町の北方、真鍋台と呼ばれている城下町や霞ヶ浦を見下ろす台地上に位置している。伝承では霞ヶ浦を流れ着いたご神体を城下町の漁師小林嘉左衛門らが引き上げて、初めは湖の近くに祀り、のちに真鍋台に遷座させたと伝えられている。祇園祭では神輿を土浦城下へと降ろし、城内で藩主から初穂を受ける儀礼があった。⁽⁵⁾色川三中の日記には「天王様御城無滞相濟候」⁽⁶⁾(天保2年6月13日)、「天王様町方御廻りハ相延び御城へ計り御上りニ成候」⁽⁷⁾(天保4年6月13日)などの記述があり、土浦城に神輿が入ることは重要な行為として認識されていたことをうかがわせる。

郷土史家寺嶋誠斎が筆写し、のちに『土浦史備考』に採録された史料の中に「幕末の祇園祭」に関する次のような記述がある。これは幕末の祇園祭の様子を記した近代の史料を寺嶋氏が翻刻したものである。

毎年六月十三日祭礼を執行ふ神職宮本大隅世襲たり。六月十二日早朝殿里なる神主宮本宅庭に御仮屋を設け神輿出御す。同日九ツ頃より御迎として徒目付壺人、下目付壺人、町方小頭式人、町同心四人、町役人物代等出頭す。藩主より乗馬三頭を貸与あり。神主三名の内宮本大隅・養子隼人等に乗馬許さる。付添として殿里有志御神輿脇に侍することを例とす。又一頭の馬は神馬として御神輿の後に連なる。各行列を作り、西真鍋より本道を経て、土浦本町小林嘉左衛門前の御仮屋に駐輿す。これは小林氏祖先天王の神軀を霞浦に拾い上げし由緒による。維新後此事廃止して各当番町に設くる事となれり。十三日正四ツ時天王神輿御仮屋出御、中城町大手御門より内西町を通過し、二ノ門・三ノ門を経て、御城掛橋前天王松に駐輿す。夫より御城玄関に登輿し、神主

大隅等祭典を執行す。藩主より御初穂として玄米貳俵金子千疋を備ふ。終て御神輿内西町より外西町・立田町・鷹匠町を通過、土浦全町巡行し、築地町を経て真鍋台天王社に還御す。此祭礼は土浦全町順次年番にて執行ひ、山車踊屋台等を出す。⁽⁸⁾

二次的な資料ではあるが、幕末の祇園祭の全体像を把握することができる格好の資料である。祇園祭の経過を追えば、6月12日に天王社から神主宅に遷された神輿は殿里村の人々によって担がれ、土浦藩から貸与された神馬とともに藩士・町役人らに警護されて城下町に入り、小林家前の御仮屋に遷される。小林家の前に御仮屋が作られるのは前述の故事に基づいている。そして、13日に御仮屋を出発した神輿は土浦城の中へと入り、本丸御殿の玄関よりあげられて神事が行われ、藩主から初穂を受ける。その後、城内の武家屋敷である内西町や立田町などを通して、さらに町人たちの町の中を巡行し、その日のうちに真鍋台の天王社へ還御している。

土浦藩主は定府であり、藩主自身が実際に「普段の祇園祭」を上覧する機会は少なかったのではないと思われる。藩主の名代が初穂を献じたようだが、この時には土浦藩の役人たちをはじめ、町役人らもこぞって登城をしている。色川三中もわずか10ヶ月の短い期間であるが、中城分の町年寄を務めたことがあり、文政12年の祇園祭において町役人として登城をし、その様子を書き留めている。

則上下ニて罷出、かさハ不用草履ニて登城、五ツ過時両町名主年寄不残、今日ハ秋広之脇差相帶し申候、御鐘の鳴を合図ニ出ヅ、御神酒三こん頂戴いたし、御肴切するめ紙ニ相包、三こん後紙ニて盃相拭ひ相納罷下り申候、御礼廻り御年寄川口様鈴木勘解由様同治部左衛門様、吟味衆大久保様佐久間様中里様神田様、組頭御目附相廻り、御神酒首尾好頂戴之趣御礼申上候⁽⁹⁾

三中は袴姿に草履を履き、「秋広」という脇差を差して、中城分と東崎分の名主・町年寄ら全員と登城をした。そして、御神酒を三献いただき、土浦藩の役人たちに対して御礼のあいさつをしたことが分かる。

このように、土浦城下の祭礼は天王社の神輿が城に入り、藩士と町役人らが揃って神事に参加するものであった。当然のことであるが、城下町祭礼全体は土浦藩の厳重な管理のもとにあり、藩の意向に左右されるものであった。

(2) 城下町と町組

ここで城下町の構成について述べておきたい。土浦の町では城の東側を迂回するようにして南北方向に水戸街道が走り、商家が軒を連ねていた。行政単位としてみた場合、城下町はふたつに分かれていた。桜橋を境に南側にあたる部分が中城町（中城分）、北側にあたる部分が東崎町（東崎分）で、両者にはそれぞれ名主・町年寄といった町役人がいた。⁽¹⁰⁾ 城下町の町人とはいっても、彼らは高請されていた百姓たちであり、実際に城下町の周囲に広がる水田や畑を小作に出すなどしていた。また、東崎分は漁業を営むものもあり、前述した天王様のご神体を拾い上げたと言われる小林嘉左衛門も元々は東崎分の漁師であった。中城分の氏神としては田中八幡宮があり、東崎分の氏神としては鷲宮があった。

中城分と東崎分の内部はさらにいくつかの組（町内とも呼ばれる。本稿では便宜的に「町組」と呼称）に分かれていた。中城分については、中城町・田宿町・大町・裏町・田中・西門の6つに、東崎分は本町・中町・田町・横町・東崎町（下東崎）・川口町のやはり6つである（図2）。これらの町組が「普段の祇園祭」の当番を担う単位である。町組は年番制、すなわち1年ごとに交代をしながら当番を務めた。なお、水戸街道沿いの町組、すなわち表通りの町組は南から大町・田宿町・中城町（以上、中城分）、本町・中町・田町・横町（以上、東崎分）と連なっている。これらの表通りの町組には特に有力な商人たちが店を構えていた。大町と川口町はどちらも河岸場としての機能を持ち、享保年間に形成された新たな町組である。

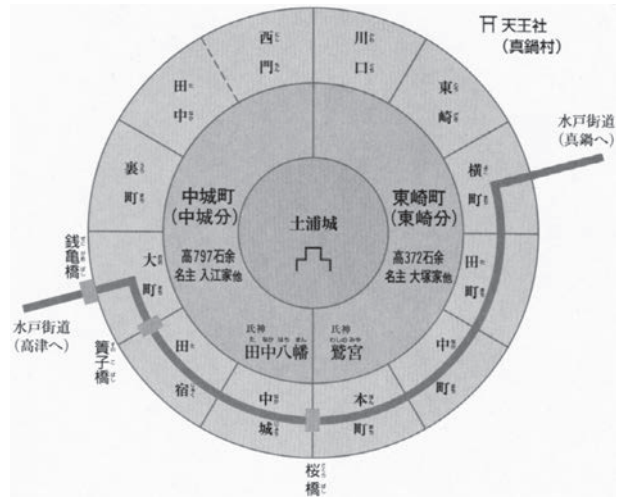


図2 城下町の構成模式図（土浦市立博物館、2013年）

年番制について具体的に検討するため、色川三中・美年兄弟の日記「家事志」「家事記」を基本として、他の資料で補いながら、文政9（1826）年から文久3（1863）年までの当番の町組を一覧にしたものが表1である。残された資料からは当番となった町組が確認できない年もあるが、注意深くみると当番町を務める町組には一定の規則性が見いだせる。すなわち、その規則性とは、①中城分と東崎分の町組が隔年で当番を務めていること、②中城分の町組では中城町→田宿町（裏町を含む）→西門田中→大町の順番で当番を回していること、③東崎分の町組では東崎（下東崎）→本町→中町→田町→横町→川口町の順番で当番を務めていることである。②③の規則性に従えば中城分の町組では8年に一度の割合で、東崎分の町組では12年に一度の割合で当番がまわってくることになる。表1に括弧書きで記した町組は、この規則性に基づき資料の欠落する年次の当番を推測したものである。

城下町全体を大きな単位としてみれば、中城分と東崎分は隔年で祭礼当番を担う双分的な祭祀組織といえる。それぞれ氏神にあたる神社をもつが、土浦城の鎮守である天王社の祭礼を交互に執行することにより、対等にその役務を負担していたことになる。城下町を構成する中城分と東崎分のふたつの町をもって、「普段の祇園祭」のもっとも基礎となる仕組みができている。

中城分も東崎分も6つの町組で構成されるが、中城分のうち、裏町・西門・田中は小さい町組であるため合同で祭礼当番を担っていた。これが、文政11年の土浦藩の命によって、裏町は田宿町の当番に組み込まれ、西門田中（田中西門）としてひとつの当番町になった。「当年より裏町ハ田宿の内ニ相成候様被仰付候間、西門田中の⁽¹¹⁾ミ出申候」と同年6月13日の日記に三中がしたためている。このときの裏町には地主が3人しかおらず、裏町自体の祭礼の負担割合が小さかったために田宿町に組み込まれたと推測される。あるいは西門田中のみで十分に祭礼の当番を担える存在になっていたことが、当番町が再編された背景にあったのかもしれない。三中は先の日記の中で「揃ひ屋台立派ニ出来申候」と西門田中の屋台を称えている。また、町組のことに関連して、天保4（1833）年の日記も紹介しておきたい。

表1 当番町と出し物

年号	西暦 (年)	町	町組	出し物	出典
文政9年	1826	中城分	田宿町	屋台、出し	志1
文政10年	1827	東崎分	本町	大津絵の学びか	志1
文政11年	1828	中城分	西門田中	屋台	志2
文政12年	1829	東崎分	中町	屋台	志4
文政13年	1830	中城分	大町	屋台	志5
天保2年	1831	(東崎分)	(田町)		
天保3年	1832	中城分	中城町	花車(土浦山車図譜)	図譜
天保4年	1833	(東崎分)	(横町)		
天保5年	1834	中城分	田宿町	出し	志8
天保6年	1835	東崎分	川口町		志10
天保7年	1836	中城分	田中西門		志11
天保8年	1837	東崎分	東崎町		記13
天保9年	1838	中城分	大町	おどり屋台(江戸より来る)	記14
天保10年	1839	東崎分	本町	屋台	記14
天保11年	1840	中城分	中城町	おどり屋台、はやし屋台、出し	記15
天保12年	1841	東崎分	中町		記16
天保13年	1842	中城分	田宿町		記18
天保14年	1843	(東崎分)	(田町)		
天保15年	1844	中城分	西門田中		記19
弘化2年	1845	東崎分	横町	行列ねり	記20
弘化3年	1846	(中城分)	(大町)		
弘化4年	1847	東崎分	川口町		記21
嘉永元年	1848	中城分	中城町	踊り1組、出しなど	記22
嘉永2年	1849	東崎分	東崎町	出し(鷲に日の出)	記22
嘉永3年	1850	中城分	田宿町	囃屋台、踊屋台	記23
嘉永4年	1851	東崎分	本町	出し(閑古鳥)、踊り	記24・覚
嘉永5年	1852	中城分	田中西門	かつぎ屋台に手踊り	記24
嘉永6年	1853	東崎分	中町		覚
嘉永7年	1854	中城分	大町	おどり屋台、出し	記25
安政2年	1855	東崎分	田町	出し(みろく)	記25
安政3年	1856	中城分	中城町		覚
安政4年	1857	東崎分	横町	踊り1組、屋台	記26・覚
安政5年	1858	中城分	田宿町		覚
安政6年	1859	東崎分	川口町		覚
万延元年	1860	(中城分)	(西門田中)		
文久元年	1861	東崎分	下東崎町		覚
文久2年	1862	中城分	大町		覚
文久3年	1863	東崎分	本町		覚

典拠した史料 志=家事志(附留を含む)、記=家事記(数字は巻数をあらわす)、図譜=沼尻墨僊「土浦山車図譜」、覚=「覚(天王祭礼諸入用につき)」(寺嶋誠斎田蔵資料180)

前川口へ天王様入申度由願人有之、色々御上つくろひ候間御内意被仰付、中城分田中西門へも入候様ニ而ハ如何之由御内意之処、中城ニ而ハ入江氏此段先例の通ニ而可然、新規之義御願申間敷旨御答申候由ニ而評判よろしく候、大塚氏反之乍然日延候様ニハ不相成候間十二日ニ可入哉之由、此義相調可申敷之処、猶先例之通ニ而新願かなひ不申候、是ハ川口も近年小野藤又ハ柳屋杯⁽¹²⁾ふえ候間自ら左様の願有之由人申候

東崎分の前川口に天王の神輿を巡行させたい旨の申し出があり、藩はその願いを聞き入れるとともに中城分である田中西門へも同様に巡行させることを中城分の名主の入江善兵衛に打診した。しかし、入江は先例の通りとして、新規の願い出を申し入れない旨を藩に回答した。これに反発した東崎分の

名主である大塚甚左衛門は12日のうちに前川口へ巡行させようともしたが、結局は先例の通りに執り行うこととなり、新たな願い出は認められなかった。こうした願い出がなされた背景には、川口町における新たな有力商人たちの台頭があった。前川口を含む川口町は、享保年間以降に築き立てられた新たな河岸場で、城下町のメインストリートである水戸街道からは外れるものの、近世後期には城下町の重要な町組となり存在感を増していた。そこへ神輿を通そうとする東崎分の主張に配慮した土浦藩は、中城分の田中西門へも同様に神輿を巡行させることで両方の町のバランスをとろうと画策したのだろう。しかし、中城分は旧来通りの巡行を主張したため、東崎分の申し出は聞き届けられなかった。中城分が旧来通りの巡行を主張した背景には、水戸街道を中心に神輿を巡行させようとする中城町や田宿町など表通りの町組の意向があったのではないかと推測される。城下町祭礼は土浦藩の威光のもとで、藩の支配を確認しつつ行われるものであった。しかし、この一件からうかがえるのは、中城分と東崎分の対抗意識と両者のバランスをとることに苦心する土浦藩の城下町経営、川口町や田中西門といった新たな町組の台頭、そして表通りの町組とそこから外れた町組との温度差などである。祭りをめぐって複雑に絡み合った関係性がみえてくる。

(3) 当番町の役割

さて、ふだんの祇園祭において当番町が果たした役割とは具体的にどのようなものであったのだろうか。まず、当番町では神輿が城下へ降りてくるのに先立ち、前日の6月11日に「笠揃」を行った。これは町内で出し物を巡行させる披露目を兼ねていたと思われる。翌12日には神輿を城下に迎えて御仮屋に一泊させ、13日には神輿が土浦城に入る。そして、13日の夜に真鍋台へと還御する神輿を城下町の北端である真鍋口（北門）まで送った。当番町は神輿を迎え、送る役割を担った。翌14日は「笠抜」となる。

次に町組の具体的な出し物について、色川三中・美年の日記を中心に、いくつかの史料からみていきたい。まず、色川三中の文政10（1827）年6月25日の日記からである。この年の当番町は東崎分の本町で、いわゆる「鳴物停止」で祇園祭が延期となっていた。

御祭礼首尾好相済申候、本町そろひむらさき染地ニ白牡丹を染抜、しゝの組三四十人、人きやりニ而歩行、次ハ弁慶七ツ道具、次ハ藤娘、やつ子とおとり有、次ハざとふ或ハ鬼の念仏、やたひまくちりめん黒本ぬり、やたひ別ニ白地ニひやうたん染たるそろひ三十人、是ハ町内旦那連也、其余世話人之そろひ等悉く美ニ出来申候、ちりめん襦袢二三枚ツゝき候者、長丈じゅばん等殊の外花美ニし而是迄覚ひ無之候、凡揃ひの者合而式百人余⁽¹³⁾

この年の本町の出し物は仮装行列だった。獅子の組に続いて、木遣りがあり、弁慶の七つ道具、藤娘、奴踊り、座頭、鬼の念仏が出された。屋台の幕は縮緬で黒の本塗りであった。人々の衣装は紫の染地に白牡丹を染め抜き、旦那衆たちは白地に瓢箪を染め、世話人たちも揃いの衣装であった。これより2年前のこと、江戸天下祭り（神田明神祭礼）に本町の出し物とよく似たものが出ていた。その様子は国立国会図書館本「神田明神御祭礼御用御雇祭絵巻」の中の元大坂町の「大津絵の学び」に見ることができる。大津絵の画題を取り入れた仮装行列で、鬼の寒念仏、藤娘、座頭などが描かれて

⁽¹⁴⁾ いる。大津絵の題材としては他に弁慶七つ道具、槍奴持、瓢箪鯨などが知られ、この年の本町の出し物が大津絵から取材したものであったことは間違いのないであろう。本町の人々が江戸の祭礼を模倣した可能性は十分考えられる。色川美年「家事記」の天保9（1838）年6月11日の条には「大町祭礼当番、今日笠揃ニ而中条町入江迄出ル、おとり屋台出来ル、尤江戸より参る⁽¹⁵⁾」とあり、江戸から踊り手を呼んだものと考えられる。土浦の祭礼が江戸の祭礼の影響を直接的に受けていたことは、惣町大祭の絵画資料などからすでに指摘されてきたことだが、これは大祭に限ったことではなく、「普段の祇園祭」でも同様であった。各町内の出し物はその時々々の江戸の流行りを真似、取り入れたものであった可能性が高い。

踊りや屋台の他に山車（出し）をだすこともあった。天保13（1842）年6月11日の「家事記」によれば、この年に当番町だった田宿町は「出し」と「はやし屋台」をこしらえており、「町内祭礼笠揃、出し出来、其外はやし屋台ともいづれも時節柄ニ不似合出来申候⁽¹⁶⁾」と記している。嘉永2（1849）年の当番町は東崎町であった。6月13日の条で美年は、「御祭礼首尾好相済ム、祭礼当番東崎町、鷲ニ日出之出し出る、町柄骨折之由評判申候、夜ニ入り中町え参り出し之帰りをみる⁽¹⁷⁾」と記している。東崎町に祀られている氏神が鷲宮であることから、「町柄骨折」の評判となったのであろう。この他、「家事志」から確認できたところでは、嘉永4（1851）年の本町の出しが「閑古鳥」、安政2（1855）年の田町の出しが「みろく」（弥勒）であった。田町では文化9年の大祭の時にも「弥勒の出し」を準備している。また、元禄13（1700）年の祭礼番付でも田町は「弥勒踊り⁽¹⁸⁾」を出し物としており、弥勒が町組としての主題（テーマ）だった可能性がある。

このように各町内ではそれぞれ趣向をこらした山車・屋台・仮装行列などを用意して、当番町としての役目を果たそうとしていた。しかし、当番町にとって最も重要な責務は、これらの出し物ではなかったようだ。まず、三中の日記から確認していきたい。前述した文政11年の西門田中と裏町の当番町再編にかかわる記述である。

夜ニ入うら町豊七常蔵大和参られ申候而、当年西門田中うら町しゝまひ当番之処、当年より御上様よりうら町ハ田宿へ一同ニこみ、当六月ハ田中西門計ニてしゝまひ致し、是より永代左様可致段、入江より被申渡候由申候⁽¹⁹⁾

このなかで三中は当番のことを「しゝまひ当番」と表現している。当番町が獅子舞を出していたことは、先述の本町の仮装行列の最初に「しゝの組」があげられていることから分かる。三中・美年の日記ではないが、横町に関する史料も紹介しておきたい。これは安政4（1857）年の祭礼にかかわる史料で、東崎分の町役人を務めていた中島家に伝わる文書である。

- 一 当年横町獅子当番ニ付田町浄真寺念仏寮ニ而今日より囃子稽古仕度段願出候ニ付此段御届奉申上候以上
- 己 六月
- 覚
- 一 囃子方若者 四拾五人

- 一 同子供 式拾五人
- 一 踊屋台引人足 三拾人
- 一 獅子持人足 四人
- 一 家躰持人足 八人
- メ百拾式人（以下、⁽²⁰⁾略）

内容は城下の西にある浄真寺の念仏寮で、横町の人たちがお囃子の稽古をすることを土浦藩に届け出したものである。お囃子や踊り屋台などにかかる人数が分かる貴重な史料であるが、筆者が注目したのは、「獅子当番」という表現である。これは、獅子を出すことが当番町の役割だと読むことができる。これらの史料の表現から、「普段の祇園祭」の当番町におけるもっとも重要な役割とは獅子舞を出すことにあったと推測できる。そのことを、文化9年の惣町大祭を描いた「土浦御祭礼之図」から裏付けたい。すでに何度も触れたように惣町大祭とはすべての町組が出し物をした、城下町をあげた一大イベントである。この絵巻には東崎分の東崎町から始まり、中城分の大町で終わる祭礼行列が描かれているが、行列の先頭で神輿の前に立つのが露払い役としての獅子舞である。いわゆる二人立ちの獅子舞が描かれている。そして、その注記には「本祭ニ付、獅子舞在方虫掛村え被仰付候」とあり、城下町の西に位置する虫掛村が獅子舞を行ったことが分かる。本祭すなわち惣町大祭であるため、当番町にあたる町組がないことから、在方の虫掛村が獅子舞を担ったと解釈できる。このような注記をわざわざ入れているのは、「普段の祇園祭」においては、獅子舞を出すことが当番町の責務であった意識のあらわれと考えられる。

以上のように、土浦城下の祭礼は当番の町組が年番で担うものであり、城下町の構成に則して中城分と東崎分が交互に役務を負担するものであった。そして、当番町が果たすべき役割とは、神輿の露払いとして獅子舞を出すことにあった。その町内の趣向と経済力に見合った出し物を準備することは、祭礼の執行にとってはあくまでも副次的な要素であったと考えられる。

II ふたつの祭礼図を読み解く

前章での文字資料をもとにした検討により、城下町土浦の「普段の祇園祭」に関するある程度の理解を得ることができた。本章ではこれまであまり注目されたことのなかった2点の祭礼図を取り上げて、これらが「普段の祇園祭」を描いたものであることを指摘したい。

(1) 「東崎町御祭礼之図」

東京都江戸東京博物館が所蔵する絵巻物である。紙本著色で縦26.4 cm、長さ770 cmを測る。巻頭に「東崎町御祭禮之圖」の内題があり、「宮井本家之印」「宮井文庫」の印がある。この宮井家については不明である。また、巻末には「文久元年辛酉六月吉日圖焉」と書かれている。本紙は全部で23枚の紙を継いでいる。この絵巻は大きく3つの部分で構成されており、便宜上これをa~cとしておく。

- a 冒頭にあたる部分で、獅子舞を先頭に揃いの衣装で着飾った一団が描かれている。底抜け屋台

と担ぎ屋台、それらの屋台を取り囲むように、拍子木を叩く人、三味線を手にした女性、花笠を被った子供たちが随行している。

- b 絵巻の大半を占める部分で、東崎分の東崎町の花万度と三匹獅子舞の棒ササラを先頭に、本町・中町・田町・横町・川口町の出し物が続き、さらに中城分の中城町・田宿町・裏町・田中の出し物、最後は大町の蜃気楼の万度と屋台で終わる。城下町のすべての町組の出し物が描かれている。
- c 巻末にあたる部分で、「揃之雛形図」と題が記され、着物の前と後、手拭の図柄が描かれている。このデザインはa部分の行列の人々が着ている衣装と一致する。

「東崎町御祭礼之図」については、1993年の展覧会図録で堀部猛氏が次のような指摘を行っている。⁽²¹⁾

- 行列の全体を文化9年の祭礼を描いた「土浦御祭礼之図」と比較すると、行列の順番、各町組の出し物などはほとんど共通している。なかでも「土浦御祭礼之図」では、前年火災のため田町が万度のみをだしていることが詞書を添えて説明されているが、本絵巻でも田町は万度ひとつのみである。したがって、本絵巻は文化9年の祭礼を描いたものであり、文久元年に写されたものと考えられる。
- 「土浦御祭礼之図」では、在方の虫掛村が神輿巡行の露払いをつとめ、榊・神輿と続くが、本絵巻では榊・神輿がみえず、揃いの着物・手拭いを身につけた一団が底抜屋台と烏帽子姿の者の乗る輿を担ぐ姿が描かれている（本稿でいうところのa部分のこと）。彼らが手に持つ扇子や団扇には「東組」と書かれているが、今のところこの一団については不明である。巻末には大町の行列に続き、彼らの揃いの着物と手拭いの雛形が描かれており（同c部分）、この絵巻の成立を考えるうえで重要である。

堀部氏が的確に示唆しているように、この絵巻の成立を考えるうえで手がかりとなるのは、文化9年の祭礼図（b部分）の前と後にある、a部分の行列の一団と、その揃いの着物・手拭の雛形が描かれたc部分であろう。そこで、絵巻の形態、表題、内容について順に検討をしていきたい。

この絵巻の紙の継ぎ目を注意深く観察していくと、aは第1紙～第4紙に、bは第5紙～第22紙、cは第23紙と、紙の継ぎ目で3つの部分が明確に分かれていることに気がつく。本紙の継ぎ目にまたがって絵画が連続していないということは、a→b→cと一気に描かれたものではない可能性を示している。また、aとcで使用されている着物の模様を着色している鮮やかな青色の顔料は、bでは全く使用されていない。さらに仔細に観察をすると、裏打ちが施されているため一見すると気がつきにくいのだが、b部分の冒頭にあたる第5紙から第7紙目には等間隔で連続する虫喰い（虫損）の跡が6ヶ所みられる。この虫喰いはb部分の第5紙目→第7紙目へと進むにしたがってその痕跡が小さくなっていくことから、絵巻として巻かれている状態で外側（第5紙目）から虫損にあったと考えられる。そして、この虫喰いがb部分よりも外側にくるはずのa部分（第1紙目～第4紙目）には認められない。つまり、この祭礼図はかつてaとb部分が各々独立した状態で、それぞれが絵巻物として成立していた時期があったことを示している。

また、aとcにはそれぞれ墨書で表題（題字）にあたるものが添えられているのに対して、bについてはそれがみられないことにも注目したい。さらに、aとb全体における紙の継ぎ方は、右側の紙が上に、左側の紙が下にくるようにして継いでいるのに対して、bからcへとつながる部分、つまり

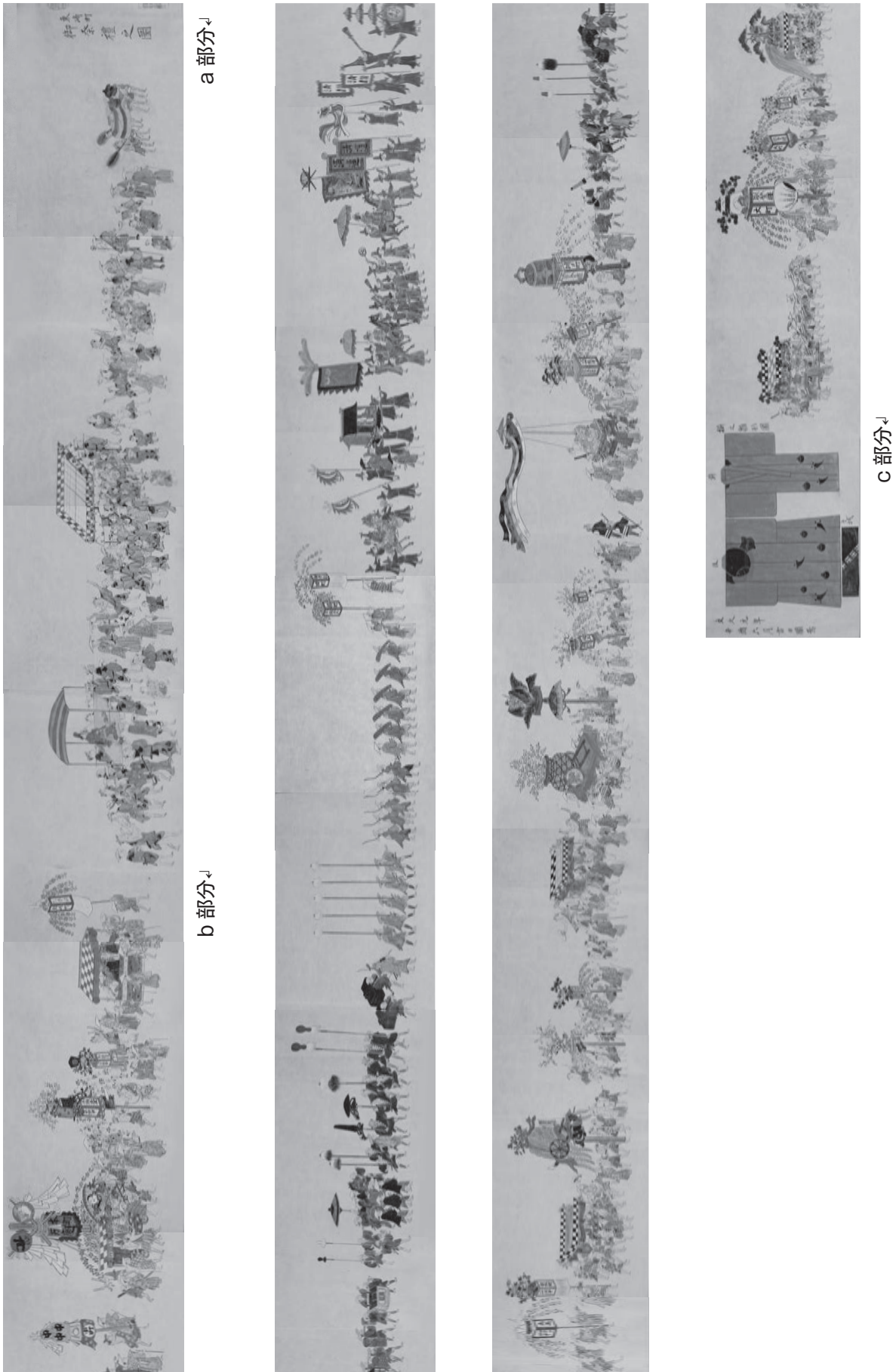


図3 「東崎町御祭礼之図」(東京都江戸東京博物館蔵)

第22紙目と第23紙目の継ぎ方だけは逆になっていて、左側の第23紙目の方が上にきている。そして、この第23紙目の右端、すなわちcの冒頭の「揃之雛形図」の文字は、紙継ぎ目のぎりぎりのところに書かれている。以上のことから推測すれば、本来aとcとは一連のものとしてひとつの作品として描かれた絵巻であったが、新しく卷子に仕立てられるにあたって「揃之雛形図」の文字ぎりぎりのところで切り離され(c部分となる)、a部分にb部分(文化9年の惣町大祭)が継がれ、さらに、その後ろにc部分が付け加えられたとみることができる。つまり、本来はa+cであった絵巻物の間に、bが挿入されたということになる(図4)。

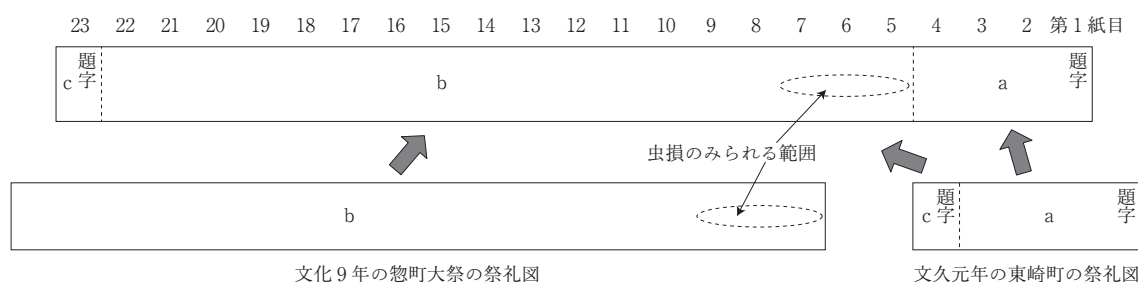


図4 「東崎町御祭礼之図」の構成模式図

続いて表題について考えてみたい。「東崎町御祭礼之図」と題された本資料であるが、実際には絵画資料の大半を占めるb部分は文化9年の惣町大祭における東崎分・中城分のすべての町組の出し物を描いており、絵巻物の全体構成と実際のタイトルに整合性がないことは明らかである。それでは、この絵巻物の「東崎町」とは何を指しているのであろうか。そのヒントがc部分の年紀にあると筆者は考えた。文久元年に行われた祇園祭の当番町は、表1に示したように東崎分の東崎町(下東崎)⁽²²⁾であった。これは、各町組の祭礼にかかった入用を書き上げた史料から確認したものである。図中の団扇や扇子に「東組」と書かれているのも、東崎町という町組を示しているとすれば合点がいく。そして、この絵画資料のa+cの部分の意味するところも、自ずと推測が可能になる。すなわち、文久元年における当番町としての東崎町の出し物と揃いの着物を描いた絵画だと推定できるのである。

この推測を裏付けるため、a部分について場面の検討を行いたい。まず、行列全体の構成をみてみよう。行列の先頭に描かれているのは、二人立ちの獅子舞である。獅子は雄と雌で一対となり、4人の人物が獅子を操っている。その後ろに尾をもつ人物が各1名いる。獅子の後方には、金棒を引く大人の男性、花笠を被った子供たち、拍子木をもつ若者などが続く。そして、底抜け屋台がみえる。底抜け屋台の上部は、天井周囲の市松模様の立ち上がりに提灯を飾り付け、四方に幕を垂らしている。幕の様子は揃いの着物の柄とあわせたものである。四本柱の途中には横木が付けられ、それを担ぐ男性が四方に配されている。屋台の内部には、大太鼓・小太鼓・笛を演奏している人々が見え、屋台の脇には三味線を演奏する女性もいる。底抜け屋台の後方には拍子木をもつ男性がいて、その後ろに輿に乗った烏帽子姿の女性がみえる(これは「汐汲み」を表現しているようである)⁽²³⁾。なお、行列の左右の要所要所には帯刀をした羽織袴の人物があわせて9名描かれている。

上記の場面構成を単純化してみると、①獅子舞→②囃子屋台→③輿の出し物となる。そこで注目したいのが獅子舞である。前章で述べた通り、「普段の祇園祭」においては当番となった町組が必ず獅子舞を出すようになっており、当番としての責務であった。ひとつの完結した行列の中に獅子舞が描

き込まれているということは、これが「普段の祇園祭」の行列を描いている妥当性を示す。さらに、出し物の全体構成も「普段の祇園祭」における他の当番町のそれと共通する。表1の中で示したように屋台、あるいは屋台+山車の構成は、他の当番町のときにもみられた。寺嶋誠齋旧蔵資料の中の「覚（天王祭礼諸人用につき）」⁽²⁴⁾によれば、文久元年の東崎町の掛りは35両2分2朱であった。これは、嘉永4年に閑古鳥の出しと踊りをだした本町の経費（213両1分2朱）の6分の1ほどであった。出し物の内容は不明だが文久2年の大町は223両3分余、安政3年の中城町は199両1分余、とかなり大きな経費をかけていることと比べても、東崎町の費用が極端に小さかったことが分かる。東崎町の経費にもっとも近いのは、安政4年に踊り1組と屋台をだした横町の50両であった。文久元年の東崎町は少ない経費で祭礼当番を執行していることから、この年には山車の建造や大がかりな踊り屋台などは作らなかったとみてよい。a部分にみられる行列の規模と、かかった経費のあいだにも矛盾はみられない。

もうひとつ注目したいのは町名を記した万度がみられないことである。寛政8年や文化9年の土浦城下の大祭では万度が出されていたが、a部分にはそれが描かれていない。万度は必ず各町組の先頭に出され、町組の名前を示すものであった。大祭のときにはすべての町組の出し物があるため、万度を先頭に立てることで、どの町組の出し物であるのかを示す必要があった。一方、「普段の祇園祭」では当番町のみが出し物をするのであるから、そもそも町組を示した万度の必要性がなかったと考えられる。

以上の検討から、この絵画資料のうちa+c部分は文久元年の東崎町が当番であったとき、つまり「普段の祇園祭」の祭礼行列と揃いの着物・手拭を描いたものと考えるのが妥当である。

(2) 沼尻墨僊の「祭礼図」

もう1点の絵画資料「祭礼図」についても検討したい。「土浦山車図譜」と同じく沼尻墨僊関係資料として個人が所蔵している。長さは427.4cmを測り、縦は32.8cmであるが、一本柱の万度を載せた山車の部分は上辺側に紙を継ぎ足して102.8cmの大きさとなっており、屋台の部分も同様にして64.3cmを測る。全体として非常に大きな資料である。こちらの絵画資料も特別展「にぎわいの時間」で展示されたので、展示図録から堀部氏の解説を引用したい。

「本問家に伝わる沼尻墨僊関係資料の一つ。もとは彩色が施されていたが、水をかぶりかなり彩色はおちている。冒頭に露払いのための獅子舞、つぎに底抜け屋台が描かれ、一本柱型の山車と人形の乗る屋台がみえる。山車、屋台ともに他の祭礼図にはみえないが、獅子舞・底抜け屋台と続くのは「土浦御祭礼之図」と同じであり、土浦の祭礼を恐らく墨僊が描いたものと思われる。」⁽²⁵⁾

墨僊が土浦城下で井戸を掘る様子を描いた「鑿井図」があるが、この「鑿井図」と「祭礼図」の人物描写を比較してみると、その表現には共通したものが多くみられる。堀部氏が推測するとおり、「祭礼図」も墨僊の手によるものと考えて間違いのないであろう。以下、「祭礼図」の詳細をみてみたい。

先頭には金棒を引き、笠を被った男性が2人立っている。その後ろに拍子木をもち、羽織を着たやはり2人組の男性がつく。そして、雄獅子と雌獅子の二人立ちの獅子舞が続く。再び金棒をもった男

全体



獅子舞～底抜け屋台（お囃子）



山車を曳く人々～万度型山車



万度型山車



担ぎ屋台



荷い茶屋

図5 沼尻墨僊「祭礼図」

性と拍子木を打つ男性の2人組があり、底抜け屋台のお囃子が続く。屋台の中には太鼓・鼓・三味線・笛がみえる。底抜け屋台の担ぎ手と思われる5名ほどの男性が屋台の後ろに控えている。続いて金棒を引く男性と拍子木の男性の2人組があり、一本柱の大きな万度型山車となる。山車には2本の太縄が結ばれ12名の曳き手がいる。車輪が前後についていて、車輪全体が四方を幕で覆われている。正方形をした台座のうえには高欄がめぐり、中央に大きな柱の万度が付く。山車の上では火男が踊り、大太鼓・小太鼓・笛・鉦を演奏している。万度の行灯には「御祭礼」「天下泰平」という文字がみえ、上部には波を表現したような水と岩、松、そして鶴が羽を広げたような作り物が付く。この構成から山車は「蓬莱山」から取材したものではないかと考えられる。この山車がメインの出し物であったのだろう、それを囃し立てる人々が山車の後ろに続く。そのなかには帯刀をして羽織を着用した人物が2名みえる。さらに続いて、金棒をもった男性2人と拍子木を打とうとしている男性2人がいて、舞台を備えた担ぎ屋台が続く。この絵での担ぎ屋台は台座に据えられた状態である。舞台上の役者たちが演じているのは常磐津の舞踊「積恋雪関扉」と思われ、後方には太夫が座している。最後に羽織姿の男性と荷い茶屋がみえ、行列は終わる。

全体としてみると、底抜け屋台の担ぎ手が後ろに控えていることや、山車の曳き手が立ったまま屋台も担がれていないこと、所々の拍子木を打つ人物が拍子木を打つような所作をしていることから、立場での演奏を終えて、行列が今まさに出発しようとしている場面を描写したものと考えられる。この図の祭礼行列は5つで構成され、①獅子舞→②底抜け屋台のお囃子→③一本柱の万度型山車→④踊り屋台→⑤荷い茶屋である。①～④にはそれぞれに金棒を引く人物と拍子木を打つ人物がいて、それぞれの出し物を先導し、差配していることがわかる。さて、この行列の構成に基づいて考えてみたい。たいへん大がかりな行列であるが、このなかにも惣町大祭でみられたような町組の先頭に立つ万度はみられない。その代わりに、先頭に獅子舞がみられるのは、先の「東崎町御祭礼之図」のa部分の構成と同じである。とするならば、この絵画資料も「普段の祇園祭」を描いたものではないかと推測できる。そこで、色川三中・美年兄弟の日記をたどってみると、よく似た出し物を天保11（1840）年の記事にみつけることができる。この年の当番町は中城町であった。



図6 「祭礼図」の先頭の獅子舞

祭礼首尾好済、当年は九ツ過時御休ニ成ル、夕方真鍋へ御帰、(中略)、おどり屋台外ニだし巻本、はやし屋台等出来莫大之掛なるべし、大祭之外只今迄当処かやふの事なし⁽²⁶⁾

美年は日記の中で、大祭以外の年で今までこのような出し物はなかったと率直な感想を述べている。それほど大がかりな出し物だったのである。そして、踊り屋台、山車、囃子屋台という構成は、まさ

に沼尻墨僊の「祭礼図」にみられる行列の構成と合致している。もちろん、美年の日記の記述をもって、「祭礼図」が天保11年の中城町が当番だった年の行列を描いたという証左にはならないが、「普段の祇園祭」であっても、ここに描かれたような規模の行列の構成をとり得たことだけは確認できる。「祭礼図」もまた、「普段の祇園祭」を描いた資料と考えてよいだろう。

ちなみに、沼尻墨僊が私塾を営んでいたのは中城町で、墨僊はこのとき66歳であった。墨僊は「土浦山車図譜」として寛政5・8年、文化9年の大祭で中城町の万度（出し）や花車を描いている。いずれも大祭の年であり、山車を描くことで惣町大祭を記録したと考えられる。さらに、「普段の祇園祭」である天保3年の出し物も描き残している（図1）。自分の町組の出し物を記録することに積極的だった墨僊にとって、田宿町の色川美年が「只今迄当処かやふの事なし」と驚嘆するほどに大がかりだった天保11年の祭礼は、もちろん記録する対象であったはずである。そして、これまでになく大がかりな出し物であったからこそ、山車部分だけを描くのではなく、行列全体を描き残す必要があったはずだ。祭礼行列の全体を描いた長大な記録である「祭礼図」は、沼尻墨僊が天保11年の自らの町内の出し物を描いたという推測は妥当なものかもしれない。

(3) ふたつの祭礼図

以上の検討から、「東崎町御祭礼之図」のa+c部分ならびに、沼尻墨僊の「祭礼図」については、土浦城下の「普段の祇園祭」を描いた資料であると結論づけたい。両者は行列の先頭に獅子舞がみられること、獅子舞に山車・屋台の組み合わせで構成されていること、大祭の時にみられた町名を記した万度がみられないことが共通している。町組を単位として毎年繰り返される祭礼については絵画資料が乏しいと予想していたが、既存の祭礼図のなかにも「普段の祇園祭」を描いたものが確認できたことになる。上記の検討を踏まえれば、土浦の祇園祭に関する絵画資料は表2のように整理することができるだろう。

表2 城下町土浦の祭礼図一覧

資料名	年代	西暦	町内	形態	作者	対象
土浦山車図譜	寛政5年	1793年	中城町・大町・田宿町	一紙	沼尻墨僊	惣町大祭
土浦町内祇園祭礼式真図	寛政8年	1796年	中城町・本町ほか	卷子	不明	
土浦山車図譜	寛政8年	1796年	中城町・田宿町	一紙	沼尻墨僊	
土浦御祭礼之図	文化9年	1812年	全町内	折本	西邨萬七	
東崎町御祭礼之図 b部分	文化9年	1812年	全町内	卷子	不明	
土浦山車図譜	文化9年	1812年	中城町(2点)	一紙	沼尻墨僊	
土浦山車図譜	天保3年	1832年	中城町	一紙	沼尻墨僊	普段の祇園祭
祭礼図	(天保11年か)	(1840年)	(中城町か)	卷子	沼尻墨僊	
東崎町御祭礼之図 a+c部分	文久元年	1861年	東崎町	卷子	不明	

III 祭礼を記録するという事

(1) 史料としての日記

さて、本稿において筆者は、土浦の祇園祭を相対化する視点から、あえて「普段の祇園祭」という表現をとってきた。しかし、毎年繰り返される祭礼の営みにも、その年によって変化があり、決して

同じことの繰り返しではなかったことには注意を要するであろう。私たち民俗学の研究者がフィールドにおいて祭りを見学しているときに注意深く観察しているのは、当番となる町組（村組）によって組織や制度に様々な違いがみられ、また時代の変化に対応する形で人々がその時々様々な工夫をしていることである。年番制で行われていた近世土浦の祇園祭にあっても、各町組はその時勢のなかでその町組の力量にあった出し物を展開していた。また、町組の性格や組内部の対立を経て、祭りは執行されるものであった。ただ単に祭礼を繰り返していたわけではなかったからこそ、「東崎町御祭礼之図」(a+c) や「祭礼図」は、その年の記念として描き残されたと考えるべきである。

そのことを教えてくれるのは、色川三中・美年の浩瀚な日記である。絵画資料が描かれた背景を読み解くうえでも、同時代に文字で何が記録されていたのかを理解することは必要である。以下では、特定の年の日記をもとに、町内における惣代・世話人・若者たちの役割や動き、祭礼の支度としての衣装という2点に絞って、「普段の祇園祭」にもう一度アプローチをしてみたい。ここでは、色川三中・美年兄弟の日記の中から、田宿町が年番であった天保5年と同13年、そして嘉永3年の事例を紹介したい。

① 天保5(1834)年の祇園祭⁽²⁷⁾

天保5年の当番は色川三中・美年兄弟の住む田宿町であった。この時期の日記である「家事志」では、徐々にその書き手が兄から弟へと移行していく。三中は田宿町の薬種店の経営を美年に譲り、自らは川口町の醤油蔵の経営に専念していくことになるが、その移行期にあたるのが天保5年頃である。この時期の日記は三中の筆によるものと、美年の筆によるものが混在している。

天保5年の祇園祭では、弟の美年に対して、町内の若衆へ加入してほしいとの申し出があった。兄三中は5月21日の日記で「町内若者立候間弟入れくれ候様申来ル、得と考見挨拶可申旨申帰し申候」と記している。6月1日、兄三中が湯治に出て不在のところへ、今度は美年に直接、若衆へ加入してほしいとの依頼があった。兄が留守のため出られないと断ったところ、それならば名前だけでも貸してほしいと言われ、兄に相談しなければ返答できないと帰している。その後、世話人である寺嶋治助がやってきて、人足を1人余計に出さなければ、若衆たちも納得しないのではないかと言う。苦心をした美年がとった対応は次のようなものであった。

祭礼ニ付町内之為高張丁ちん壺さほ捨申候、類焼後廿年来無て済候へとも此度世間並之事故はづれ候も如何也、又若衆よりことhariも有候間無抛、誠ニ此度若衆之仲間へハ不入、大方有べきだけニハ勤めおかでハものいひ杯出来候もいかゝと存候間、隠居へも談シ取計誂申候

文化13年の大火により薬種店が全焼し、醤油蔵が類焼したため色川家は大打撃を受けたが、それから約20年を経て、兄弟の尽力により家業は好転しつつあった。そこで美年は、この間行ってこなかった高張提灯の寄進を考えついたのである。美年はこれを世間並みのこととしつつ、若衆への加入をせずつまじませたことへの穴埋めとして考えていたようだ。高張提灯に要した金2朱を含め、この年の祭礼にかかった色川家の費用は次の通りであった。

祭ニ出候ニ付仕度覚

壺貫百五十文	白木綿	但し揃
六百五十文	そめちん	
八十八文	笠輪とも代	
百拾文	揃烟草入壺ツ	
百文	ぞうり壺	
百文	手拭壺	
金式朱也	高張壺	
百弍十九文	ろうそく一丁	
メ金式朱ト式貫三百弍十七文 但外ニ弍百五十弍文足袋分		

この記録の中で注目したいのは、揃いの着物を整えるための白木綿と染め賃、さらに揃いの煙草入れなどを支度している点である。衣装の費用負担にかかわる貴重な記録である。

当然のことであるが、祭礼の執行のためには資金が必要である。この年、祇園祭の世話人たちは色川家をはじめとする惣代に対して「出しをこしらひ度」と申し出てきた。三中はこれに対して、次のように心情を吐露している。

大方拾五六両もかゝり可申、しかし彼是いたし候ハ、此時節柄四五十金もかゝり可申、甚不宜事可歎事ながら誰も誰も先ニ立候事いとひ而申もの無之其意ニおし付られ候、此凶年柄誠ニ心得不申事共と相歎申候

折しも天保の飢饉により米価が高騰しており、6月2日には東崎分の百姓たちが残らず鷲宮境内に集まり、米穀積み出しの船を差し押さえる騒動を起こしていた時期である。そのような不安な世情のなかでの祇園祭であった。結局、山車は制作されることになり、6月6日に奉公人のひとりを入足として出している。このときに田宿町では惣掛として70両余りの経費がかかり、そのうちの半分は町内の大店が負担した。負担の最も大きかったのは醤油醸造を営んでいた国分勘兵衛家（亀甲大）で15両あった。その他、横田権右衛門家（登利屋）が4両2分、清水彦兵衛家（とり彦）が2両2分、そして色川家では2両3分を負担した。

② 天保13(1842)年の祇園祭⁽²⁸⁾

この年は5月10日に「今夜町内祇園当ばんニ付太鼓学初」との記事がみられ、そこから本格的な準備が始まったと思われる。その4日後には、次のような触書を日記に書き写している。

御触書

- 一 天王祭礼当番町内寄合申談之節并ニ囃子稽古中共、右場所ニ而酒食相用候義并ニ居酒屋等え集申談と号酒杯相用候義一切不相成候、若相背者於有之は急度可申付候
- 一 兼々被仰出候通祭礼ニ罷出候小共たり共絹布類一切不相成候、能々心得違無之様可致事
- 一 外町内より見舞杯と唱送物付届等有之義一切不相成候、内々たり共右様之義猶相聞候へば厳

敷遂穿鑿可申付候間兼而可相心得候、万事質素ニ致御制度相弁猥成義無之様致世話候者別而相心得可申候

- 一 屋台もし夜ニ入り帰候共外町より挑灯ニ而送り、又は馳走とて作り物積物等いたし、又はこしかけ等出来待受候義不相成候、但店先へ丁ちんを置会積いたし候義ハ不苦候事

この御触書が出された背景には、祭礼の寄合や稽古の場における酒食、絹布を使った衣装、当番町以外の町組からの見舞いなどと称した付け届けが常態化していたことがあるだろう。祭礼が華美になったことから、当番町はもちろん、それ以外の町組についても多額の費用を使うことを戒め、藩が町人たちを統制しようとしている様子がみえる。

さて、この年の田宿町の出し物は山車と囃子屋台であった。美年は6月11日の笠揃の記事で「いづれも時節柄ニ不似合出来申候」と感慨を記している。13日には「今日祇園無滞相済」とあり、無事に御城に入って、他の惣代らとともに神輿を真鍋村との境まで送っている。翌14日は笠拔で美年の長男である豊太郎や奉公人に揃いの衣装を着せて参加させている。

順調に終わったかにみえた祇園祭だが、この年は祭礼の負担金をめぐって世話人と若者たちの間で対立があった。8月5日の日記に「夜組合之衆手前へ集り二階ニて祇園一条之事相談有之候、是ハ懸り不取立候ニ付世話人方より若者頭四人ヲ对手ニて願ニ相成候由ニ付て也」とある。結局、費用負担をめぐる対立が決着したのは10月になってからであった。10月3日の記事によれば本町の内田佐左衛門らが仲介役となり、美年らも立ち合いのもとで「若者諸懸之中へ世話人衆より金十両助ヶ候つもりニ而町内之者一同押付申候」と世話人たちに負担させることに決した。美年はこのことについて、「世話人之者かよふニはぢをかき候事も、初メ町役人衆肩を持候故と聞申候、実ニ前代未聞之事どもニ候」と記している。

③ 嘉永3(1850)年の祇園祭⁽²⁹⁾

嘉永3年、色川美年は町内の惣代を務めつつ、祭りの世話人も兼務することになった。天保5年には4人であった世話人が、天保13年には6人に増え、さらに嘉永3年に11人となった。美年は「此度之世話人十一人、可考」と記している。この年も世話人と若者の間で対立がみられた。対立は前年の嘉永2年に裏町の伊之兵衛と田宿の若者たちが起こした騒動に起因したもので、田宿町と裏町の世話人11人が選ばれた中に若者たちとの折り合いが悪かった伊之兵衛が含まれたことが災いした。

嘉永3年5月2日の日記に「此度若者頭取立候事ニ付相談甚六借帰及深更」とあり、若者頭についての相談をしたが甚だ難しく、深夜になって帰宅している。翌3日もその件をめぐって話をしたがまとまらず、4日の町内の大寄合を迎えた。世話人たちは早朝より祭礼の分担について相談したが、若者頭の件があって話が進まず、夕方になって先頭より後頭を見立てさせ、一同がそれを後見することにまとまった。ところが、若者たちを呼び寄せたところ先頭がこれを承知せず、後頭も辞退したため「和談惣破」となった。これを5日に仲裁する者があり、ようやく後頭が見立てられることになった。その後、10日の日記には、「若者中取もつれ先頭中老と致し小世話人頭となる、是ニヨリ一先穂ニなる」とあり、「町内若者と同意たるニよりて也、今夜組惣代集め若者よりをどり出し呉候様願出候義ヲ談」とあり、若者たちから求めがあった踊りを出すかどうかの相談を始めている。ところが、

13日の町内の寄合の席で、伊之兵衛と若者の間で喧嘩が起こり、「世話人一同相揃役元へ罷出、世話不行届ニ付御免願出」の騒ぎとなった。14日には土浦藩の役人が入ってこれを仲裁し、双方和談となっている。

この年、祭礼に参加する予定者は、踊り方・囃し方を含めて280人に及び、その掛りは85両で、前回の当番であった9年前と比べて約10両の増額と見積もられた。美年は「当町内身上宜敷なりたる也」と記している。27日からその費用の集金を始めている。6月3日に神主への挨拶をすると、この日以降は「以下繁雑ニ付要用而已ヲ記ス」とあり、この後11日の笠揃まで日記をつけていない。よほど多忙を極めたのであろう。日記が再開された笠揃の日の記述は次の通りである。

囃屋台	踊子五人、下方共十八人
踊屋台	引人足式拾人
	右町内仕事師之外他町ヨリ雇

踊り屋台は曳き屋台であり、町内や他の町組の仕事師たちによって引かれた。翌12日に神輿を城下へ迎えることになったが、この日の日記で美年は「今日通行之町方立場相済し候、踊有之候而ハ明日一日ニ相済し候事六ヶ敷ニ因て也」と記している。そして、翌日の日記には次の様に記されている。

踊屋台引人足廿人と申候へ共、身ニしみてカヲ入候者無之手間取候ニ付、迎も今日中廻り済候事六敷、よりにて加入可致よし出役衆ヨリ被仰候ニ付、無扱内意申上候而中町本町両町へ人足雇頼候、昼後ヨリ両町若者一同六拾人余来ル、町内之目印はんでん不足ニ付手拭肩へまかせ候、是又内意相済、是ニヨリはかゆき一日ニ引取候、をどりニて一日ニ仕舞事珍敷由役人衆一同被申候

力を入れて屋台を引く者がなく手間取り、とても今日中にまわり終えることができないため、藩の役人たちから加勢を頼むようにとの指示があった。世話人たちは中町と本町に助力を頼み、昼過ぎより両町若者一同60人余りがやってきた。町内の目印となる半纏が足りないため、手拭を肩へ巻かせることにしたという。これによって、巡行は一気にはかどり、踊りを出し物にしたにもかかわらず早々に済んでしまったという。

早天ヨリ繰出し夜四時迄ニ町内へ繰込候、今日無事ニ相済候事一同慶候	
鳥彦我等兩人	役人懸其外兼
獅子懸り	下庄うら町猪之兵衛兩人
囃屋台	三人
をどり懸	四人

獅子係に裏町の伊之兵衛（猪之兵衛）らがつき、囃子屋台と踊り係にもそれぞれ3人と4人の世話人たちがついてる。美年は鳥彦とともに役人係を担っている。世話人たちが出し物ごとに係を決めながら、分担して行列の進行にあたったものと考えられる。

さて、同年の日記において注目したいのは、6月12日の揃いの衣装に関する記述である。

此度世話人ヨリ襦半不相成趣町内へ触候へ共不相用、昨日より今日ニ至り様子見候処大体ちりめん襦半式三枚宛きせ候、裏店ニても如右こし帯きん着夫ニ准して支度おびたしき事也、花やかなる事祭已来田宿初て之由皆々話也、役人ヨリ両三日前ニ法度申出有之候へ共、内々支度出来居候上ハ迷惑なる義故、世話人心配致し、彼是当日之義迄差支無之為ニ町小頭同心ヲ初諸役人衆へ遺物致し申候、此入用莫太也、是又中城ニて先年祭礼当番之節之外已前無例事歟

それぞれが衣装を支度して臨もうとした祭礼であったが、藩ではこれを取り締まろうとした。すでに支度ができてしまっていたため、世話人たちは心配をして、町小頭や同心たちに遺物をする対応ぶりであった。翌13日には次の様に記述している。

我等小兒兩人揃之外襦半見合居候処、不残着用ニ付卒ニ昨日仕立、おつきニ計壺枚きせ候

手前支度 ハカマ 新規

 羽織 同

町内より渡り候物 笠壺ツ 足袋式足 手拭壺ツ 杖壺本

美年は揃いの襦袢の着用を当初は見合わせていたが、13日になってから子供ふたりのうち、おつきの分だけを仕立てさせ、着せている。美年自身は新調した羽織袴姿であった。また、町内から支給されたものとして笠・足袋・手拭・杖があった。ところが、こうして用意した揃いの着物も世話人たちを悩ませるものになってしまった。

当年揃之もよふ〈川口東サキ本町中町共五町之印也（協書がある、筆者註）〉評判不宜、是ニヨリ喧嘩等出来可申哉之よし専ら申事ニ付、世話人殊外心配致し候、乍去何事も無之相済愛度候

揃いの着物を用意したものの、その評判がよくなかったため、喧嘩が起きるのではないかとの話になり、世話人たちが気をもんでいる。しかし、愛でたくも何事もなく済んだという。

こうして13日の巡行を終えて無事に笠抜きとなるはずであったが、14日の記述も穏当なものとはなっていない。13日の巡行で東崎町と川口町を通行したとき、踊りの立場を間違えたと言われ、クレームがついたからである。13日の夜から世話人たちが詫びを入れたが聞き入れられず、顔役である東崎分の内田佐左衛門に仲介を依頼している。結局、14日になって藩の役人が川口町・東崎町の灰屋番、内田そして世話人一同を呼び出し、百人にも及ぶ人々が集まって、明け方になってようやく和談となった。日記の記述からだけでは断定はできないが、この年の祭礼では恐らく、川口町・東崎町・本町・中町から田宿町に対して多額の寄付があったのではないかと推測される。翌嘉永4年の当番は本町であったが、田宿町では前年に本町から5両の遺物と馳走代として3両をもらったため、それに見合った分のお金を用意して本町へ返している。本町だけでなく、他の3町からも同様の寄付があり、だからこそ着物の揃いの模様には5町の印が入っていたのではないだろうか。しかし、加勢を

頼み行列に参加をさせたのは、本町と中町の若者たちだけであった。これに対する反発が川口町と東崎町の若者たちにあったと筆者は推測している。町組間の協調と緊張のなかで、祭礼は執行されたのではないだろうか。

結局この年の掛りは150両にも上った。川口町・東崎町さらに町内での若者との対立の処理に30両、そして役人の応接に27両もの支払いが生じていた。美年はこの金額に驚き「可恐々々」と吐露している。

(2) 祭礼図に描かれたもの

以上、3回分の限られた祇園祭の記録であるが、祭りをめぐる土浦の人々の様子を具体的に把握することができた。もちろん、日記の記録は田宿町を当番としていた年の、色川兄弟の視点で捉えられた祭りの姿であり、前章で検討した「普段の祇園祭」を描いた2点の絵画資料と直接つながるものではない。ただし、祇園祭を記述した日記から、ふたつの絵画資料を読み解くうえでいくつかのヒントが得られる。

① 人物について

まず、描かれている人物について考えてみたい。「東崎町御祭礼図」（以下ではa+c部分のみを指して「東崎町御祭礼図」の名称を使用している）に登場する羽織・袴姿で笠を被り、杖をもつ人物については、惣代もしくは世話人と考えられる。色川美年は惣代兼世話人として祭礼に参加するため羽織・袴を新調しているし、町内から支給されたものとして笠や杖をもっている。沼尻墨僊の「祭礼図」にも同様に羽織・袴そして笠を被り竹の杖をつく人物が3名みえる。彼らもまた同様であろう。惣代は若者や世話人たちの要求に応じて山車や踊りなどに多額の寄付をしている。世話人は屋台や出しの巡行における現場責任者であり、祭礼全体を取り仕切る役割をもっていた。場合によっては、世話人たちも相応に掛りの負担をしたこともあった。描かれた惣代や世話人たちは、単に行列の警固をしていたわけではないだろう。行列の進行に気を使いつつも、出し物の出資者として、あるいは祭礼を取り仕切るものとしての存在感を示しながら行列に参加していたとみるべきである。

「東崎町御祭礼之図」や「祭礼図」では出しの引き手や屋台を担ぐ人々が描かれているが、日記などをみると実際にはもっとたくさんの若者たちがいたはずで、省略されているとみてよい。嘉永3年



図7 「祭礼図」の中に描かれた人物 惣代または世話人（左）、仕事師（右）

の田宿町のように、屋台を引いたのは町内の仕事師で、他町からも雇い入れるものであった。それでも足りず、この年は本町と中町の若者の加勢を頼んだことから騒動になった。田宿町の場合、半纏が足りずに手拭を肩に巻かせることで対応をした。「祭礼図」をみると万度型山車を引く人々だけは、他の人々の揃いの衣装とは異なっている。彼らは半纏をまとい、長股引姿で山車を引いている。ここに描かれている人物たちは仕事師であったと考えたい。

② 揃いの衣装

「東崎町御祭礼之図」で印象深いのは、その行列の一団のほぼ全員が、揃いの衣装で統一されている点である。鮮やかな群青で着色された模様の着物が、この一団の連帯や一体性を生み出している。色川家の日記にも度々みられたように、揃いの衣装を整えることは町内の人々にとって重要な関心事であった。嘉永3年の祭礼では、揃いの着物の図柄の評判の悪さから喧嘩が起きるのではないかと世話人たちが危惧していたように、揃いの衣装の良し悪しは当番町の出来を左右するものであった。また、せっかく揃えた衣装ではあるが、それは藩の規制を掻い潜らなければならない、きわめて危険なものであった。「東崎町御祭礼之図」の作者が記録として重視していたのは、行列の出し物の内容よりも、東崎町の人たちが揃いの衣装を着用して、一丸とな

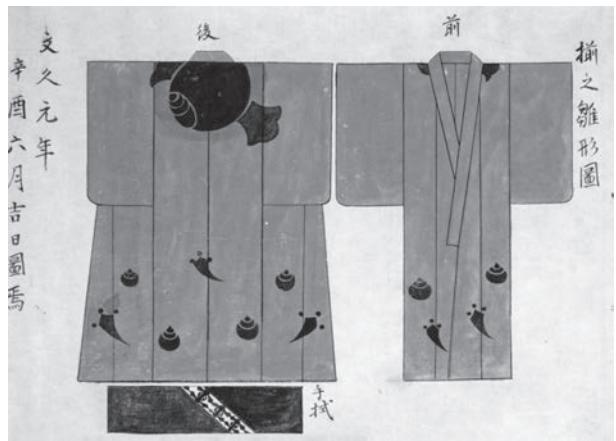


図8 「東崎町御祭礼之図」の揃いの着物の一行a部分（上）と揃之雛形図を描いたc部分（下）（東京都江戸東京博物館蔵）

って行列を進めることができた点にあったのではないだろうか。町内の連帯や一体性を示すものとして、揃いの着物や手拭、時には小物（煙草入れ）などもあった。「東崎町御祭礼之図」にはこのうち着物の前後と手拭が雛形として記録されている。この祭礼図の作者の関心事は、揃いの衣装そのものであり、着物の図案とともに、それをまとった一団を描き残すことにあったと考えられる。

ここで、衣装の重要性をあらためて確認するために、I章でも一度引用した記事ではあるが、本町が当番であった文政10年の日記をもう一度みてみたい。

本町そろひむらさき染地ニ白牡丹を染抜、しゝの組三四十人、人きやりニ而歩行、次ハ弁慶七ツ道具、次ハ藤娘、やつ子とおとり有、次ハざとふ或ハ鬼の念仏、やたひまくちりめん黒本ぬり、やたひ別ニ白地ニひやうたん染たるそろひ三十人、是ハ町内旦那連也、其余世話人之そろひ等悉く美ニ出来申候、ちりめん襦袢二三枚ツゝき候者、長丈じゅばん等殊の外花美ニし而是迄覚ひ無之候、凡揃ひの者合而式百人余⁽³⁰⁾

様々な出し物を思い浮かべそのイメージを膨らませてしまうが、下線を付してみると、この記述の多くは揃いの衣装についてのそれであることに気がつく。このときは出し物をする人はもちろん、旦那連（惣代）や世話人たち、それぞれが揃いの衣装を身に着けていた。その総数は200人を超える規模であった。あわせて、嘉永4年6月13日の本町が当番であった時の記述もみておきたい。

閑古鳥之出しニ外ニおどり、是ハ台ヲ持歩行而おどる、町内小共之行粧善尽美尽土浦初而之仕度⁽³¹⁾
之由申あへり

子供たちの行粧も善を尽くし美を尽くしたと称賛されている。これは土浦では初めての支度だが、この10年後にあたる「東崎町御祭礼之図」でも、やはり小さい子供たちはみな化粧をして派手な着物に身を包んでいる（図8）。先程、この一団は統一された衣装で参加したと述べたが、子供たちについては揃いの衣装はなく、それぞれが色とりどりの衣装を身に着けて祭りに参加をしていることに気がつく。大人たちが揃いの衣装で統一しているのに対して、子供たちは個性をもった衣装で行列に参加しているのである。これも往時の風流のあり方であったのだろう。繰り返しになるが、「東崎町御祭礼之図」のもつ意義とは、祭礼の出し物よりも、当時の人々の最大の関心事であった衣装を記録として残す点にあったのではないか、これが日記をもとに導き出した筆者の結論である。

③ 絵画資料を読み解く

描かれた祭礼図をもとに視覚的な祇園祭の姿を追求していくと、出し物が何を表現しているのかや、山車・屋台の形状などに目を奪われてしまいがちになる。しかし、日記の中に記録された事柄をもとに祭礼図を見直せば、人々の衣装に対するこだわりや、行列に参加する一人ひとり人物の恰好と役割、立ち位置や表情に目配せすることの必要性が浮かび上がってくる。もちろん絵画からは、祭礼の資金を出し経済的に祭りを支える旦那衆（惣代）たちの嘆き、土浦藩の役人たちの顔色をうかがいながら若者たちをおさえ、町内をまとめあげる世話人たちの苦心、血気盛んな若者たちの祭りを盛り上げようとする欲望、そして他の町内からのまなざしなどを知ることはできない。華やかな行粧で目を楽しませてくれる祭礼図だが、これらの祭礼を描き、記録に残した人の思いまでを的確に把握するのは困難である。しかし、記録された祭礼図には必ず描き手の意思や関心が隠されているはずである。同時代の日記を援用して情報を引き出すことにより、祭礼図を読み解いていく様々なヒントが得られる。過去に向かってのフィールドワークの意義はこの点にあると思われる。

(3) 記録をめぐって

日記という文字資料は祭礼についてのたくさんの情報を提供してくれるわけだが、そうした日記を読んでいても記載がなく、まったくわからない事柄というものも案外多い。たとえば、色川三中・美年兄弟による3回分の祭礼の記述の中には、「出し」や「屋台」という言葉は度々出てくるものの、自分の町内の山車がどの程度の大きさのものになったのか、何を取材したものであったのか、あるいは屋台でどのような演出がなされたのかなどは一切書かれていない。自らも多額の経費を負担しているにもかかわらず、当番町の出し物の主題が何であったのかを全く記録していないのである。

その代わりに二人が文字で書き残したのは、祭礼をめぐる人間関係と費用負担の問題、すなわち祭りを取りまく藩、世話人、若者、そして他の町内との関係性など、組織や制度にかかわる部分である。このことは、色川三中与美年の兄弟が、世相の変化と家・町をめぐる人間関係や心情を含めて記録しておくことを前提とし、のちに自らあるいは後世の家人たちが見返したときに、役立つ情報となることを意識して記録化していたことと無関係ではないだろう。その点では、二人の日記の内容は、出来事をそのまま記録したものとはなっていない。幕末に向かう動乱期の中で家業の建て直しに奔走する色川兄弟にとって日記とは、自らの家の「来し方、行く末」を考えるうえで必要な歴史叙述であり、⁽³²⁾ 処世術であり、未来への指針となるものであった。

三中は日記を書き始めたばかりの文政9年6月に、7歳の妹のまきを祇園祭に参加させたことを記している。「町内右之祇園当番之事ニ付、平生を忘れ不残絹布用申候⁽³³⁾」という状況のなかで、三中は「自分まき事甚みしめニ候得共、絹布一切用ひ不申筈ニ致し申候」と妹の絹布の着用を一切許さなかった。これは当時まだ借財も片付かず、難渋をかけている人々のことを思いやり、店を守り、この地で商いを続けていくための若き当主の苦渋の決断であった。こうした日常の決断を含めて、のちの自分や家人のために役立つ記録として残されたのが「家事志」であった。このエピソードひとつをとっても、日記に記された民俗にかかわる部分というのは、決して偶然の記録ではないことは明らかである。そして、ここで問われるべきは、日記という文字資料そのものを相対化していくことの必要性である。日記は過去の民俗の情報を得るための素材であることは疑いない。しかし、資料的価値はそれだけにとどまらない。日記がその時代性の中でどのような目的によって書き起こされ、継承されてきたのかを知ることも大きな研究テーマとなり得るであろう。⁽³⁴⁾ 何を記録として残したのか、あるいは残さなかったという問題は、記録する者と、その記録を見る者（読む者）との、双方向のコミュニケーションにかかわる問題でもある。「記録」という行為をめぐるコミュニケーションを問うことで、資料学の世界はより豊かになっていくものと考えている。

この課題は絵画資料についてもいえる。ふたつの祭礼図に記録されなかったものとして、たとえば神輿があげられるだろう。I章で述べたように、土浦の祇園祭では神輿を迎え、神輿が城に入り、送ることが重要な儀礼であった。当番町の獅子舞も神輿の露払いとしての意味があったはずである。しかし、どちらの絵にも神輿は描かれなかった。なぜ記録されなかったのか。その答えを探するのは困難であるが、作者の意図と、後にこの祭礼図を見る人との関係性の問題が内在していることは間違いのないであろう。日記は必ずしも公開を前提としないが、祭礼図の場合は、他人に見せる（他人に見られる）ということが前提となっている。祭礼図に何が記録され、何が記録されなかったのか、それは祭礼図を描いた人と鑑賞する人との関係性を問う作業の中で初めて明らかになってくるはずである。こうした点にも踏み込んで絵画資料を研究していくことが必要である。今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、色川三中・美年の日記をもとに「普段の祇園祭」の様相を明らかにした。その結果、当番町の順番には規則性があったこと、当番町はその町組の趣向や経済力にあった山車・屋台を出していること、そして当番の責務として必ず獅子舞を出していることなどが明らかになった。上記の視点

であらためて祭礼図を見直すと、「東崎町御祭礼之図」の巻頭・巻末の部分、沼尻墨僊の「祭礼図」の2点は、「普段の祇園祭」を描いたものであることが分かった。文字資料である日記による復元、そして非文字資料である祭礼図の発見により、「普段の祇園祭」を具体的に知ることが可能になった。

さらに、ふたつの祭礼図がもつ記録性について考えるため、色川家の町内が当番を務めた3年分の日記を検討した。その結果、当番町としての衣装を揃えることに対して、町人たちが大きな関心を払っていることが分かった。「東崎町御祭礼之図」には揃いの着物の雛形と、それを着用した行列が描かれているが、これも日記と同様に当時の人々の関心に基づいて作成されたと考えるべきである。文字資料と非文字資料とは異なる記録媒体であるが、両者を組み合わせることによって、作成者が何を企図して記録を作ろうとしていたのかを知ることができる。記録が作成された意図、あるいはその記録を後世の人々がどのように活用していたのかを検証していくことは、資料を読み解くうえで重要な課題である。

なお、小稿は、2013年に筆者が担当した土浦市立博物館のテーマ展「城下町土浦の祭礼——江戸の文化と土浦」をもとにしたものである。この展覧会は、1993年の特別展とその後の堀部猛氏らの研究、2007年の展示改装事業後の総合展示での経験を踏まえて企画した⁽³⁵⁾。この間に、博物館で継続されてきた土浦市史編纂事業のなかで色川三中・美年日記の翻刻が進み6冊の史料集が刊行された。こうした成果に学ばせていただく形で展覧会は開催できた。そして展示室で祭礼に関する文字資料・非文字資料を一同に陳列し、それらを一覧しているなかで、「普段の祇園祭」のあり方と、それを描いた祭礼図の存在に気がつくことができた。博物館という場、あるいは展示という手法がもたらす歴史研究の有効性について、自らの記録として残しておきたいと考えたことも本稿の執筆動機のひとつになっている。

謝辞

土浦市立博物館の堀部猛学芸員には祭礼図について、木塚久仁子学芸員ならびに市史編纂係の皆様からは「家事志」や祭礼関係文書について様々なご教示をいただきました。沼尻墨僊関係資料の所蔵者である本間隆雄氏ならびに東京都江戸東京博物館には写真の利用をお許しいただきました。ここに記して感謝を申し上げます。

註

- (1) 土浦市立博物館では1993年に特別展「にぎわいの時間——城下町の祭礼の系譜」(堀部猛氏が担当)を開催した。この展覧会で祇園祭を描いた絵画資料が整理され、土浦の城下町祭礼の研究が一気に進展し、その後の各地の城下町祭礼に関する研究の発展にも大きく貢献した。
- (2) 土浦の祭礼図を参照しながら、城下町祭礼や近世都市社会史にアプローチした論考として、鳶米黒和三(1994)、作美陽一(1996)などがある。また、堀部猛氏は土浦の城下町祭礼に関する研究を進めてきた(堀部、1993・1996)。
- (3) 寺嶋誠斎『土浦史備考』第1巻、146頁
- (4) 色川家は土浦城下の田宿町で薬種業を、川口町で醬油醸造業を営んでいた。三中が田宿町で書き起こした日記「家事志」は、薬種店の経営を弟の美年に任せるようになると、美年の手によるものとなり「家事記」と改題される。三中・美年兄弟による日記はあわせて26冊、32年間に及ぶ膨大な記録である。
- (5) 後述するように、真鍋台から降りてきた神輿は、東崎町でご神体を拾ったとされる小林家前に作られた

御仮屋に入った。現代の祇園祭の宵宮でも、八坂神社から降りてきた神輿は小林家の子孫宅の前にとまり、小林家の当主が初穂を供える儀礼が行われている。霞ヶ浦沿岸では漂着神が流れ着いた湖や川に降ろされる祇園祭が多い（お浜降り）。また、天王のご神体が流れ着いたという伝承は霞ヶ浦沿岸に広くみられる（漂着神伝承）。祇園祭における漂着神伝承とそれに伴うお浜降りは、この地域におけるひとつの民俗文化であり、土浦城下の祇園祭もその要素をもっていると捉えられる。

- (6) 「家事志」五（土浦市史資料『家事志』第二巻、230頁）
- (7) 「家事志」七（土浦市史資料『家事志』第二巻、428頁）
- (8) 同、註(3)、147頁
- (9) 「附留」四（土浦市史資料『家事志』第二巻、23頁）
- (10) 以下、本稿では城下町を二分する単位としての中城町を中城分、東崎町を東崎分と表記したい。これは中城分の町組である中城町、東崎分の町組である東崎町（下東崎）と区別するためである。
- (11) 「家事志」弐（土浦市史資料『家事志』第一巻、340頁）
- (12) 「家事志」七（土浦市史資料『家事志』第二巻、427-428頁）
- (13) 「家事志」壺（土浦市史資料『家事志』第一巻、186頁）
- (14) 神田明神の祭礼絵巻については『江戸天下祭絵巻の世界——うたい おどり ばける——』（神田明神選書2、都市と祭礼研究会編、2011）を参照。なお同書の絵巻につけられた解説によれば、「当時、大津絵から抜け出して踊るという趣向の変化舞踊があり、人気があった」（同書、52頁）という。
- (15) 「家事記」十四（土浦市史資料『家事志』第四巻、104頁）
- (16) 「家事記」十八（土浦市史資料『家事志』第五巻、25頁）
- (17) 「家事記」二十二（土浦市史資料『家事志』第五巻、421頁）
- (18) 「心得書」旧土浦東崎町太田家文書3（土浦市立博物館蔵）。なお、元禄13年は東崎分の町組の祭礼番付が書き上げられており、この年も惣町大祭が行われた可能性がある。
- (19) 「家事志」弐（土浦市史資料『家事志』第一巻、295頁）
- (20) 「御用日記」旧土浦東崎町中島家文書5（土浦市立博物館寄託）
- (21) 『にぎわいの時間——城下町の祭礼とその系譜——』（土浦市立博物館第11回特別展、1993年、64頁）
- (22) 「覚（天王祭礼諸入用につき）」寺嶋誠齋旧蔵資料180（土浦市立博物館蔵）
- (23) 堀部猛氏のご教示による。
- (24) 同、註(22)
- (25) 同、註(21)、56頁
- (26) 「家事記」十五（土浦市史資料『家事志』第四巻、251頁）
- (27) 以下、天保5年の祇園祭に関する引用はすべて「家事志」九（土浦市史資料『家事志』第三巻、140-149頁）による。
- (28) 以下、天保13年の祇園祭に関する史料の引用はすべて「家事記」十八（土浦市史資料『家事志』第五巻、15-46頁）による。
- (29) 以下、嘉永3年の祇園祭に関する史料の引用はすべて「家事記」廿三（土浦市史資料『家事志』第六巻、36-44頁）による。
- (30) 同、註(13)
- (31) 「家事記」廿四（土浦市史資料『家事志』第六巻、80頁）
- (32) 色川三中和美年兄弟の「家事志」の意義については、刊行された『家事志』の各巻冒頭で木塚久仁子氏が詳細な解題を書いているのでそちらを参照いただきたい。
- (33) 「家事志」壺（土浦市史資料『家事志』第一巻、5-6頁）
- (34) このことについては、渡部圭一氏による日記をはじめとした史料をめぐる論点が参考となる。
- (35) 展覧会開催の経緯については拙稿（2014）を参照いただきたい。

参考文献

- 国立歴史民俗博物館編 2012 『行列にみる近世——武士と異国と祭礼と——』（国立歴史民俗博物館企画展図録）、国立歴史民俗博物館
- 作美陽一 1996 『大江戸の天下祭り』、河出書房新社
- 土浦市立博物館編 1993 『にぎわいの時間——城下町の祭礼とその系譜——』（土浦市立博物館第11回特別展図録）、土浦市立博物館
- 土浦市立博物館編 2004-2014 『家事志』（色川三中・美年日記）全6巻、土浦市立博物館
- 土浦市立博物館編 2013 『城下町土浦の祭礼——江戸の文化と土浦——』（平成25年度土浦市立博物館テーマ展パンフレット）、土浦市立博物館
- 寺嶋誠斎『土浦史備考』第1巻、土浦市教育委員会
- 都市と祭礼研究会編 2011 『江戸天下祭絵巻の世界——うたい おどり ばける——』（神田明神選書2）、岩田書院
- 鷲米黒和三 1994 「都市の祭礼文化——土浦と川越の祭り絵巻から——」『行列と見世物』（朝日百科 日本の歴史別冊 歴史を読みなおす17）、朝日新聞社
- 萩谷良太 2014 「常設展示の更新と地域博物館の使命——展示改装事業から五年を経て——」『地方史研究』第64巻第3号、39-44頁、地方史研究協議会
- 福田アジオ 2009 「図像資料と民俗学」『年報 非文字資料研究』第5号、159-172頁、神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター
- 堀部猛 1993 「天王社祭礼と『土浦町内祇園祭礼式真図』」『土浦市立博物館紀要』第5号、55-68頁、土浦市立博物館
- 堀部猛 1996 「資料紹介 天王社祭礼の大幟」『土浦市立博物館紀要』第7号、29-36頁、土浦市立博物館
- 四日市市立博物館 1995 『祭礼・山車・風流 近世都市祭礼の文化史』（平成7年度特別展図録）、四日市市立博物館
- 渡部圭一 2009 「史料をめぐる新しい論点」『現代民俗学研究』1、53-64頁、現代民俗学会